平成28年度障害者相談支援アドバイザー会議検討状況等報告

重点検討事項

地域の障害児支援体制の整備について

検討内容・主な意見

<検討内容>

地域アドバイザーとしての関わり、圏域内先進的事例、課題について

<主な意見>

- ○行政・教育・福祉・医療との連携が課題である。
- ○乳幼児検診等において障害を発見した後、繋がりを持てないという現状がある ため、その後の連携の仕組みが必要だ。
- ○放課後等デイサービス事業所をはじめとした新規事業所の爆発的な増加に対する質の担保について、市町村自立支援協議会での取組を行う圏域があるほか、障害児等療育支援事業と合同でケース検討、研修会を行っている圏域もある。
- ○各地域の中で埋もれている人たちはいないかという議論をしていかないと、インクルーシブな教育を進めると言いながら、一方で障害に特化したサービスばかり増えていき、そこを繋ぐための仕組みが見えてこないことが懸念される。
- ○障害児等療育支援事業について、使う側が制度の内容をよく分からないために 使えないことがあるのではないか、支援する側も支援内容について理解できて いるのか、施設の指導については指導に先がけてチェックのほうが大事なので はないか、という疑問がある。そういったところを精査し、利用されたい。
- ○本来、児童発達支援センターが障害児支援体制のバックアップを行うべきだが、未設置市町村が多く、設置されていてもカ不足という現状がある。
- ○障害児等療育支援事業においては、①母子通園と事業所との関係づくり、②重度障害児の親御さんの支援、③児童発達支援センターと連携した検討会等開催により児童発達支援センターに力をつけてもらう取組 を行ってほしい。

今後の取組等

- ○児童発達支援センターが中心となった体制整備が必要である。障害児等療育支援事業で体制整備を支援する。
- ○今年度は、相談支援アドバイザー会議において、地域アドバイザーから課題とその 対応方法について情報収集を行った。
- 〇来年度は、障害児等療育支援事業担当者会議において、実施施設から課題とその対応方法について情報収集を行う。
- ○情報収集した内容のうち、障害児等療育支援事業において実施できる取組について は、将来的に事業内で実施することを検討する。



<イメージ図>

今年度

相談支援アドバイザー会議

地域アドバイザーから

課題、その対応方法等について情報収集

来年度

障害児等療育支援事業担当者会議

事業実施施設から

課題、その対応方法等について情報収集



- ○地域アドバイザー、障害児等療育支援事業実施施設から情報収集を行う
- ○障害児等療育支援事業において実施できる取組については、将来的に事業内で実施することを検討する。

情報共有事項

地域生活支援拠点等の整備について

検討内容・主な意見

く検討内容>

各市町村における議論の場、議論の場への地域アドバイザーの出席状況、整備予定形態及び整備予定年度、検討している概要、課題について

<主な意見>

- ○**豊橋市では、今年度、面的整備を行った。**経緯として、一昨年度から自立支援協議会において必要な機能の見直しを行い、不足している機能については、昨年度、市において予算化した。地域生活支援拠点の予算ということではないが、必要な機能のうち不足している機能を補うために、機能の場としての建物に対する予算をとったことで今年度の面的整備に至った。
- ○整備した後におそらく一番困るのが、それがうまくいったのかいかないのかについての指標をどのようにとるかということである。整備された後、何がどう変わるのかというイメージができないとその後の強化ができないため、このことについて各圏域で議論したほうがよい。
- ○豊橋市における建物に対する予算に関連して、国は社会福祉施設等整備費補助金を使えと言っているが、そこには拠点に関するメニューが無い。拠点に関する優先的な採択といった 特別枠も無いため、市町村で箱を用意するのは財政難から厳しい。県でも、建物で独自にという市町村は聞いていない。
- ○整備済みとする客観的指標が無い。県の考え方を教えてほしい。
 - **→今後、厚生労働省が指針を通知予定**であるため、これが客観的指標になるのではないかと考えている。

障害者の地域移行について

検討内容・主な意見

く検討内容>

○ (身体・知的・精神) 地域アドバイザーとしての関わり、基幹相談支援センターの行う取組、圏域内先進的事例、課題 (精神のみ) 福祉・医療の連携を図るような仕掛けの内容、コア機関チームの取組 ○福祉施設入所者の地域生活への移行に係る進捗状況について(平成27年度実績)(市町村進捗状況照会結果)

<主な意見>

- ○福祉施設入所者の地域生活への移行に係る進捗状況について、平成27年度実績を見ると、退所年齢と移行先について、40代で地域生活へ移行する者としない者(入院/死亡)の岐 路に立たされること、在年数がある程度あってもグループホームに移行していることが分かった。
- ○地域生活支援拠点と一体的に考えていかないと地域移行に関する数字(実績)は変わらない。
- ○差別解消法施行に伴い、保証人無しで国の準公営住宅を借りられるようになってきているにもかかわらず、県や市の条例は依然として保証人を必要としたままだ。これに関し、支援の場から具体的な提案を行うことで、自宅やGHに地域移行する形を作っていかなければいけない。